

流産・死産等でお子さまを亡くされたご家族の方へ

しばらくのあいだ、心身ともにおつらい日々が続くかもしれません。

大切なお子さまを亡くされた悲しみは計り知れません。「つらいなあ」と感じたとき、無理してそのお気持ちを一人で抱えこまず、誰かにそのことを話すことで、気持ちに変化が生まれるかもしれません。

悲しみやつらいお気持ちが少しでも軽くなるお手伝いができればと思っています。

サポートが受けられる場所をご案内します。

あなたのタイミングでいつでもご活用ください。

### 相談窓口

門真市こども家庭センター ひよこテラス 母子保健グループ

Tel.06-6904-6500

・保健師や助産師がお話をお伺いいたします。



### 《専門機関に相談したい》

おおさか性と健康の相談センター

Tel.06-6910-1310

caran-coron(カランコロン)

・周産期グリーフの相談をおこなっています。



### 《同じ境遇の人と話したい(自助グループ・サポートグループ)》

大阪府ホームページ

流産・死産等でお子さまを亡くされたご家族の支援について

・地域で活動する様々な自助グループ・サポートグループのご紹介をしています。



門真市ホームページ



手続き・各種情報

働く女性の場合

利用できる制度・対象	内容
産後休業 (妊娠 4 か月以降に流産・死産)	事業主は、原則 8 週間、当該労働者を就業させてはなりません。 (本人が請求し、医師が支障ないがないと認めた業務につく場合には 6 週間でも可)
母性健康管理措置 (流産・死産後 1 年以内、妊娠の週数は問わない)	医師等から出血や下腹部痛等への対応として一定期間の休業の指導が出されることがあります。 事業主は、健康診査を受けるための時間の確保や、医師等からの指導事項を守ることができるようにしなければなりません。

妊娠 4 か月(12 週)以降の場合

門真市

手続き	届出・問合せ先
死産届	市民課 戸籍住民グループ Tel06-6902-5970
国民年金(第 1 号被保険者) 産前産後の保険料免除	市民課 国民年金グループ Tel06-6902-6005 もしくは 守口年金事務所(守口市役所内7階) Tel06-6992-3031
出産育児一時金(国民健康保険の加入者) 門真市国民健康保険 産前産後の保険料軽減(R6.1~)	健康保険課 Tel06-6902-5697
妊婦健康診査受診費用助成(*1) 産婦健康診査受診費用助成(*1) 妊婦のための支援給付(*2)	門真市こども家庭センター ひよこテラス 母子保健グループ Tel06-6904-6500 (*1)大阪府の委託医療機関以外で受診した際の費用を一部償還できる場合があります (*2)胎児心拍確認後、R7.4.1 以降に流産・死産等の場合にご申請が可能です。

その他

手続き	届出・問合せ先
産前産後休業期間中の社会保険料(健康保険・厚生年金保険)の免除制度 出産手当金 出産育児一時金(国民健康保険以外の各種健康保険に加入している場合)	勤務先もしくは加入している健康保険
産後休業	勤務先

参照:こども家庭庁ホームページ:死産・流産等を経験された方へ